

議案第 55 号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 3 月 21 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 11 項）」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項）」に改め、「附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 18 条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第 18 条第 1 項第 1 号中「、また」を削り、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同

法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項）」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項）」に、「租税条約等実施特例法」を「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法」に改め、同項第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同項第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第1項第2号及び第3号の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条第1項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下「特例適用利子等の額」という。）及び同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下「特例適用配当等の額」という。）に係る部分を除く。）及び第18条第1項第1号（特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に係る部分を除く。）の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第18条第1項第2号及び第3号の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例の制定について

平成 29 年 3 月 21 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サ
ービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）の
一部を次のように改正する。

第 180 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知
識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第 181 条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を
第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要
な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなけれ
ばならない。

第 181 条に次の 1 項を加える。

- 6 賃金及び第 3 項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充
ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第185条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第185条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第181条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第186条中「第89条から」の次に「第91条まで、第93条から」を加え、「第186条において準用する第92条」を「第185条の2」に改め、「第92条中「第95条」とあるのは「第186条において準用する第95条」と」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 57 号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 3 月 21 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条第 6 号中「生活介護事業所」を「当該事業所」に改める。

第 71 条の次に次の 1 条を加える。

（運営規程）

第 71 条の 2 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第 79 条第 3 項に規定

する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第78条に次の1項を加える。

- 3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第79条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第84条中「、第36条」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第58号

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年3月21日提出

大津市長 越 直 美

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表登坂車線の項中「117の2-A」を「117の3-A」に改め、同表総重量限度緩和指定道路の項中「118の3-A」を「118の4-A」に、「118の3-B」を「118の4-B」に改め、同表高さ限度緩和指定道路の項中「118の4-A」を「118の5-A」に、「118の4-B」を「118の5-B」に改め、同表市道に設置する案内標識で、著名地点（114-B）、待避所（116の5）、登坂車線（117の2-A）、道路の通称名（119-A、119-B及び119-C）及びまわり道（120-A）を表示するもの以外のものの項中「117の2-A」を「117の3-A」に改め、同条第3項中「118の3-A及び118の3-B」を「118の4-A及び118の4-B」に、「118の4-A及び118の4-B」を「118の5-A及び118の5-B」に改め、同条第4項中「117の2-A」を「117の3-A」に改め、同条第7項中「118の3-A及び118の3-B」を「118の4-A及び118の4-B」に、「118の4-A及び118の4-B」を「118の5-A及び118の5-B」に、「117の2-A」を「117の3-A」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。